

投資顧問契約書

(シストレ24 取引)

(この書面は、金融商品取引法第37条の4の規定によりお客様にお渡しする「契約締結時の書面」と投資顧問契約書を兼用しています。)

◇商号 インヴァスト証券株式会社

◇住所 〒103-0004 東京都中央区東日本橋1-5-6

I 投資顧問契約の内容

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任を負いません。

II クーリング・オフの適用

この契約では、クーリング・オフが適用され、その取扱いは以下のとおりです。

- ① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間（以下、「クーリング・オフ適用期間」といいます。）、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
- ③ 投資助言報酬はスプレッドからいただいておりますので、クーリング・オフ適用期間中に書面による契約の解除を行った場合でも、解除時までに行った取引数量に応じて算定した報酬の額は受領します。
- ④ 契約解除に伴う損害賠償、違約金および投資顧問契約に要した費用は請求いたしません。
- ⑤ 契約解除の書面が当社に到着した時点において、未決済建玉が存在する場合、当社の任意のタイミングで、お客様の全建玉を強制決済いたします。強制決済を行った結果の損益は、すべてお客様に帰属します。

III クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、電話または書面による意思表示で解除することができます。なお、投資顧問契約を解除するとシストレ24取引口座の解約となりますので、取引口座から証拠金を全額出金する必要があります。

お客様がインヴァスト証券株式会社（以下「当社」という）に対価を支払って、当社から継続的に投資助言サービスを受けることに関し、次の投資顧問契約（以下「本契約」という。）を締結しました。

(投資顧問契約の締結)

第1条 お客様は、自己の投資資産の運用に関し、当社から継続的に有用な情報の供与を受けることを当社に申し入れ、当社は法令の規定及び本契約の本旨に従い、お客様のため忠実に投資助言サービスを行うことを承諾しました。

(助言の内容および方法)

第2条 当社は店頭外国為替証拠金取引「シストレ24」において、売買シグナルを発するストラテジーによる自動売買取引サービスおよびその付帯サービスを提供することにより、助言を行います。

2 この投資助言サービスを提供する当社の担当者及び当社への連絡方法は、次のとおりです。

(1) 分析者・投資判断者、助言者 佐伯 拓哉

(2) 当社への連絡方法

①電話番号 0120-659-274

②メールアドレス imr-info@invast.jp

(秘密の保持)

第3条 当社は、本契約に関連して知りえたお客様の財産状況その他の事情については、秘密を厳守します。

(報酬の額及び支払いの時期)

第4条 本契約によりお客様が支払う報酬の額および支払い時期、方法は以下の通りとします。

(1) 投資助言報酬

シストレ24における投資助言報酬は、すべての通貨ペア1,000通貨(1k)あたり1円(税込)です。

(2) 報酬等の支払い時期及び方法

投資助言報酬はスプレッドに含まれており、自動売買、手動売買の区別なく徴収いたします。

(運用の責任等)

第5条 投資資産の運用は、お客様の意思に基づき、お客様により行われるものであり、当社の助言はお客様を拘束するものではありません。

2 当社は、お客様の投資資産における運用の結果生じた損害の全部若しくは一部の負担、またはお客様に対する特別の利益の提供は行わないものとします。

(契約期間)

第6条 本契約に基づく契約期間は、お客様が当社所定のシストレ24に係る手続きを完了した日から口座解約日までとする。

(契約書の事項の変更)

第7条 本契約書に記載した事項は、法令および諸規則等の変更または監督官庁の指示その他必要が生じた場合は、民法第548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当社はすみやかにその内容をホームページまたはマイページ上で開示し、重要な変更については、書面またはメールをもってお客様に通知いたします。

2 お客様が第1項の変更に異議がある場合は、当社が都度定める期日までに申し出るものとし、当該期日までに申し出がないときは、お客様は当該変更に同意したものとします。

3 第2項にかかわらず、第1項の変更の通知後にお客様が決済取引以外の取引を行った場合は、当該変更に同意したものとみなします。

(合意管轄)

第8条 本契約に関する訴訟については、当社の本店所在地を管轄とする地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(契約外事項の協議)

第9条 本契約に定めのない事項又は本契約に定めた事項に関して疑義が生じたときは、お客様と当社が誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

(他の規定等の準用)

第10条 本契約に定めのない事項については、「店頭外国為替証拠金取引契約約款」「店頭外国為替証拠金取引 インターネット取引説明書」その他の規定、約款により取り扱うものとします。

以上

2020年6月8日